

浅川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 5,896	千円 4,334,179	千円 147,660	千円 814,486	% 18.8	% 19.3

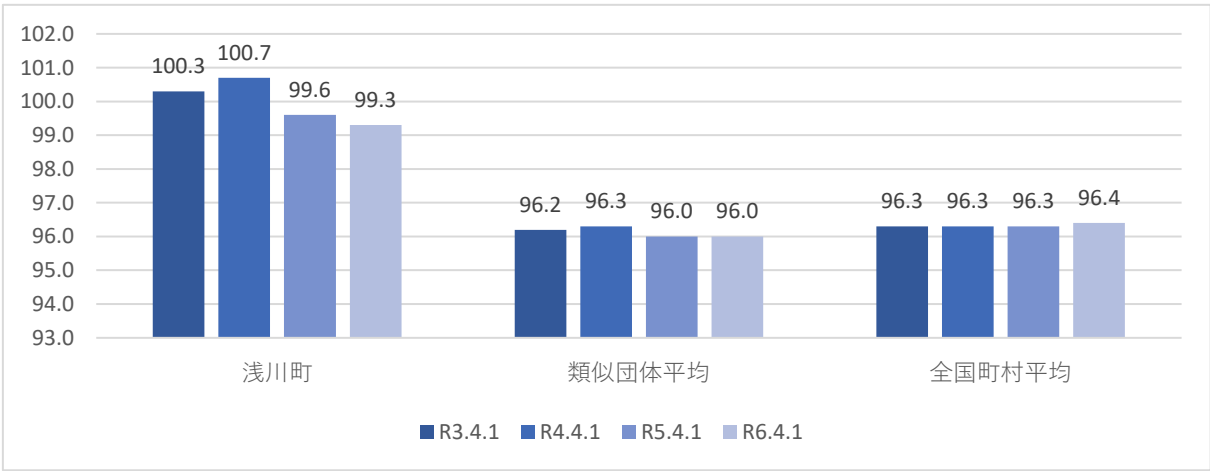
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 65	千円 217,475	千円 41,148	千円 91,421	千円 350,044	千円 5,385	千円 5,540

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)

- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、県に準拠して平均1%引下げ。若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については最高で3.0%の引上げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

※該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額・初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浅川町	36.4歳	296,900円	351,941円	330,090円
福島県	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

(注)

1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		浅川町	福島県	国
一般行政職	大学卒	200,500円	207,100円	196,200円
	高校卒	169,900円	174,400円	166,600円

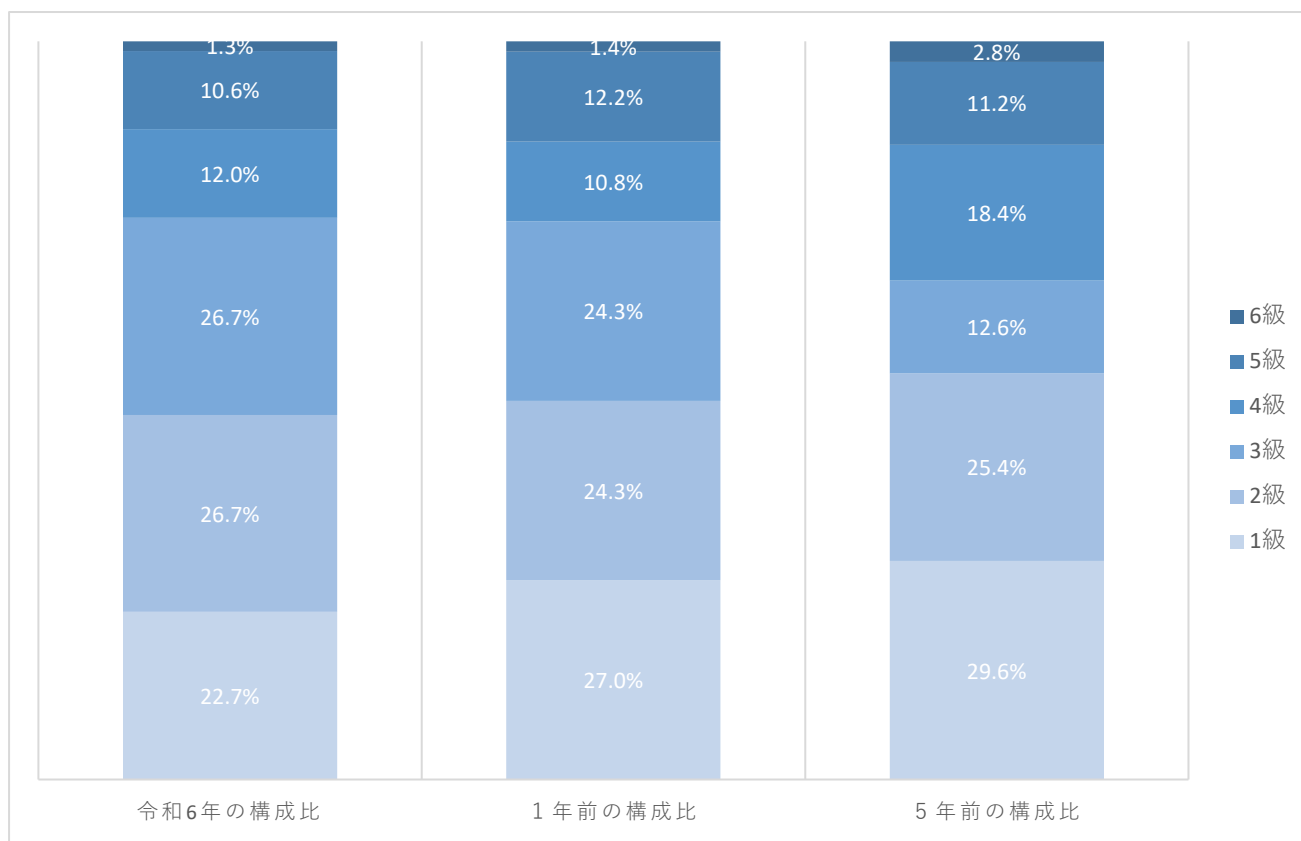
(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	288,700円	364,200円	394,300円	-
	高校卒	-	-	374,600円	395,100円

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	17人	22.7%	165,300円	255,100円
2級	主事	20人	26.7%	211,800円	312,100円
3級	主査 主任主査	20人	26.7%	244,600円	359,100円
4級	主任主査 課長補佐	9人	12.0%	276,500円	395,800円
5級	課長	8人	10.6%	301,000円	407,800円
6級	総務課長 総務課長経験者	1人	1.3%	330,300円	424,800円



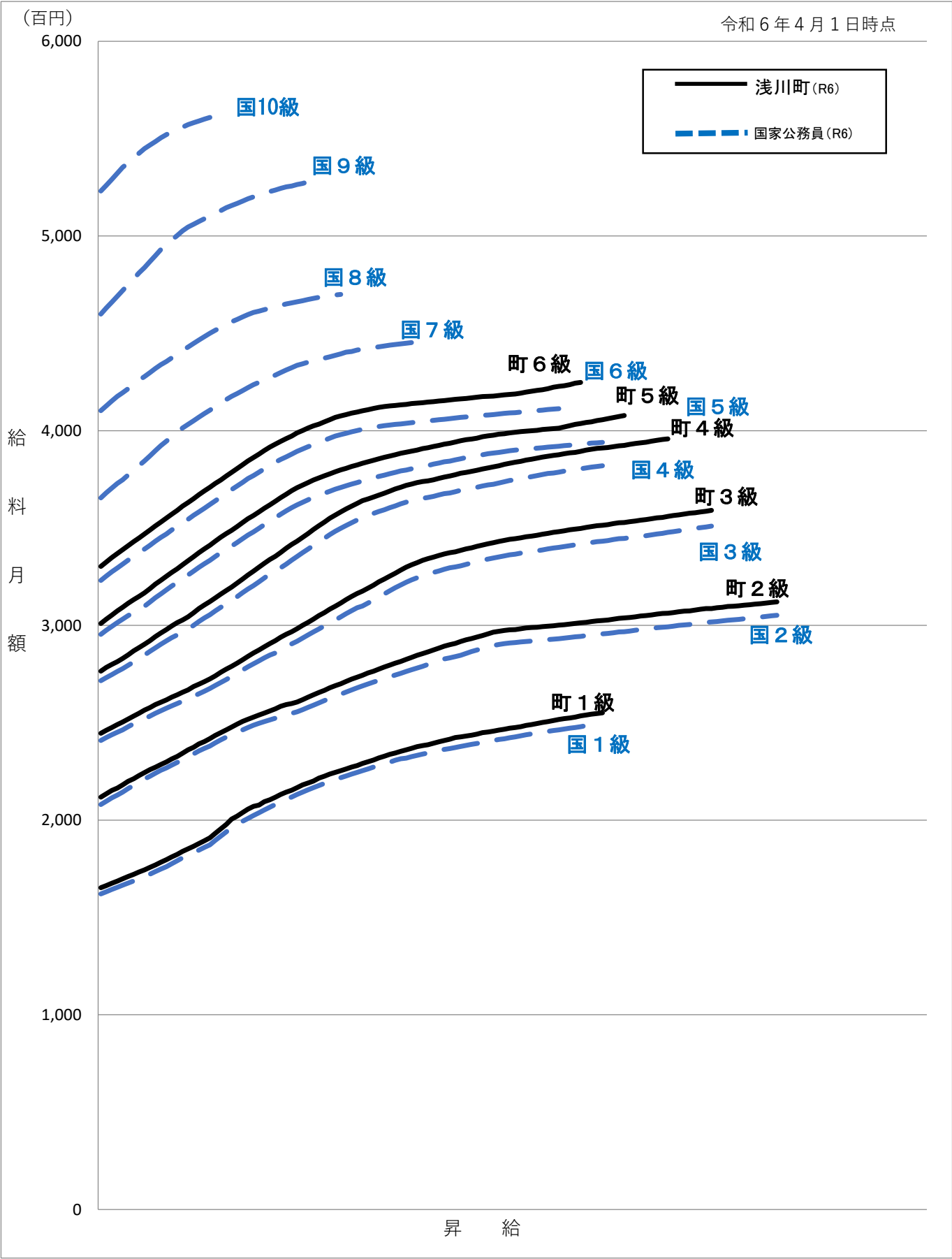
(注)

平成18年に8級制から6級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(一般行政職)

(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

浅川町	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,348千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当

浅川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	39.7575月分	47.709月分	勤続30年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算措置(2～20%)			定年前早期退職加算措置(2～45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 (※)					

(※) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当

※該当なし

(4)特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)			0%	
手当の種類(手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税の賦課徴収に従事した職員	徴税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	-	日額500円
感染伝染症防疫作業員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病患者、家畜に対する防疫業務に従事したとき	-	日額500円
用地職員の特殊勤務手当	公共用地取得の交渉業務に従事した職員	公共用地取得の交渉業務に従事したとき	-	日額500円
公営住宅職員の特殊勤務手当	公営住宅使用料の徴収に従事したとき	公営住宅使用料の徴収に従事したとき	-	日額500円
消防関係職員の特殊勤務手当	火災等災害業務に従事したとき	火災等災害業務に従事したとき	-	日額500円

(5)時間外手当

支給実績 (令和5年度決算)	12,507千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	231千円
支給実績 (令和4年度決算)	16,991千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	339千円

(注)

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。 子のうち満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算。	同じ	-	6,917千円	238,547円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている職員) 上限28,000円/月	異なる	単価	5,495千円	289,227円
通勤手当	交通機関等利用者は64,000円まで全額支給し64,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を64,000円に加えた額を支給。 自家用車等利用者は通勤距離に応じて3,000円～70,600円。	異なる	区分	4,170千円	94,791円
管理職手当	総務課長 50,000円 課長 41,000円 主幹 27,000円 課長補佐 25,000円	異なる	単価	7,860千円	393,000円
宿日直手当	5,500円/1回	異なる	定額	830千円	18,054円
寒冷地手当	11月～3月に支給。 世帯主で扶養ありは月額17,800円、世帯主で扶養なしは月額10,200円、その他の職員は月額 7,360円。	同じ	-	4,138千円	55,930円

5 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給 料	町長	758,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 870,000円 ／ 523,000円
	副町長	607,000円	700,000円 ／ 360,000円
報 酬	議長	304,000円	928,500円 ／ 200,000円
	副議長	239,000円	316,000円 ／ 170,000円
	議員	223,000円	301,000円 ／ 150,000円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合)	3.35月分
	副町長		3.35月分
	議長	(令和5年度支給割合)	3.35月分
	副議長 議員		3.35月分 3.35月分
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職期間×48/100＝17,464,320円	任期毎
	備考	給料月額×在職期間×29/100＝8,449,440円	任期毎

(注)

1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

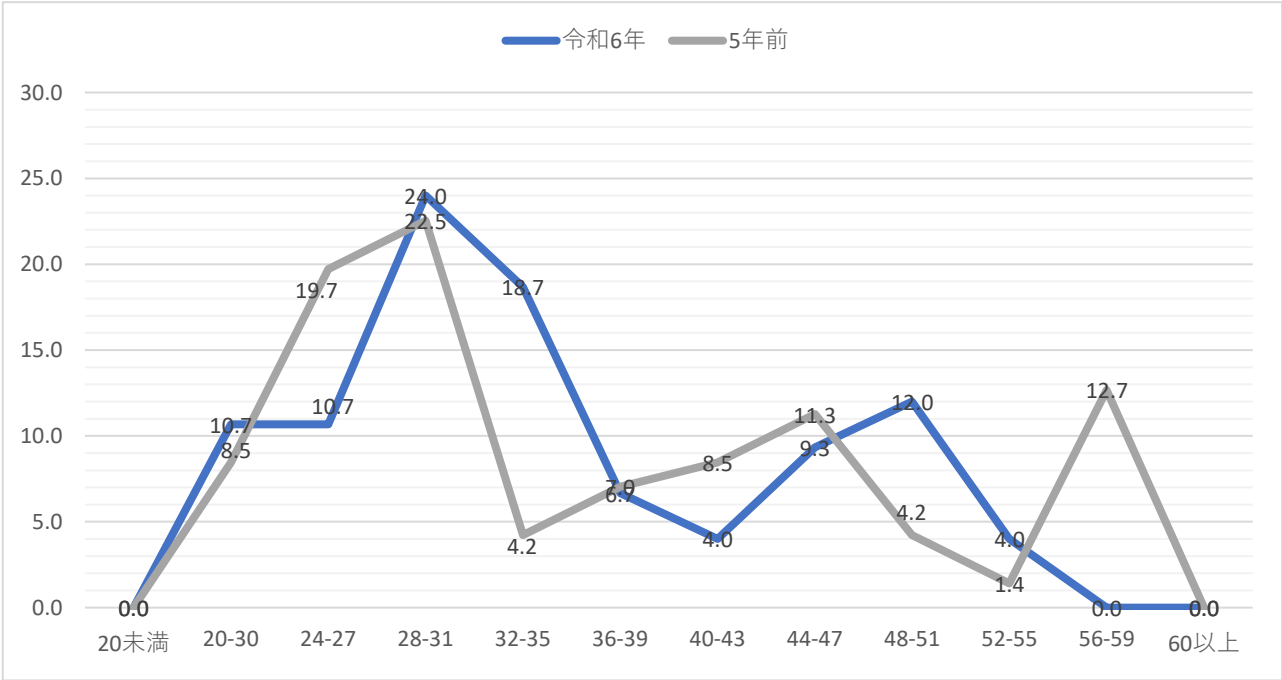
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門 \ 区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	1	-1	人事異動
		総務	14	15	1	人事異動
		税務	5	5		
		民生	11	11		
		衛生	7	7		
		農林	6	6		
		商工	1	1		
		土木	5	5		
		計	51	51	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.50人 (類似団体の人口1万人当たりの職員 117.66人)
	教育部門		14	15	1	人事異動
小計		14	15	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 25.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員 140.80人)	
公営企業等 会計部門	水道	2	2			
	その他	6	6			
	下水道	1	1			
	小計	9	9	0		
合計			74 [85]	75 [85]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.20人

(注)

- 1 職員数は一般職に属する職員数である。
- 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
職員数	人	8人	8人	18人	14人	5人	3人	7人	9人	3人	人	人	75人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	48	50	47	49	51	51	3 ・ 6.3
教育	15	15	15	14	14	15	-1 ・ -6.7
普通会計小計	63	65	62	63	65	66	2 ・ 3.2
公営企業等会計	8	9	9	9	9	9	1 ・ 12.5
合計	71	74	71	72	74	75	3 4.2

(注)

- 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 177,314	千円 -24,118	千円 14,306	8.1%	7.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和5年度	人 2	千円 6,746	千円 725	千円 2,816	千円 10,287	千円 5,144
(注)						(参考) 水道事業 平均一人当たり 給与費
1 職員手当には退職手当を含まない。						千円
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。						6,119

イ 特記事項 特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浅川町	35.3歳	311,087円	448,705円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円
事業者			

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浅川町	一般行政職
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,408千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,348千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

浅川町			浅川町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	39.7575月分	47.709月分	勤続30年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算措置(2～20%)			定年前早期退職加算措置(2～20%)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 (※)			1人当たり平均支給額 (※)		

(※) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 ※制度なし

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		9千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		5円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		3%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
用地職員の特殊勤務手当	公用地取得の交渉業務に従事した職員	公用地取得の交渉業務に従事した時		日額500円
企業職員の特殊勤務手当	水道関係業務に従事した職員	緊急を要する水道施設の故障等の復旧作業に従事したとき。水道の用を供する土地の交渉業務に従事したとき。水道料金徴収事務に従事したとき。	9千円	日額500円

オ 時間外手当

支給実績 (令和5年度決算)	249千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	125千円
支給実績 (令和4年度決算)	326千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	163千円

(注)

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	「4(6)その他の手当」のとお			360千円	360,000円
住居手当				千円	
通勤手当				105千円	105円
管理職手当				千円	円
休日出勤手当				千円	円